

令和元年度第1回農林水産消費安全技術センター契約監視委員会 審議概要

開催日	令和元年6月10日(月)
場所	さいたま新都心合同庁舎検査棟7階 大会議室
出席者	委員長：寺山 昌文 (寺山公認会計士事務所所長) 委員：大塚 嘉一 (菊地総合法律事務所所長) 委員：二階堂孝子 (独立行政法人農林水産消費安全技術センター監事)
議題	(1) 平成30年度(第3及び第4四半期)の契約状況の点検・見直しについて ア 競争性のない随意契約の契約状況 イ 一者応札・一者応募の契約状況 (2) 調達等合理化計画について ア 平成30年度調達等合理化計画実施状況の自己評価(案) イ 令和元年度調達等合理化計画(案) (3) 平成30年度の公益法人に対する支出に係る点検・見直しについて ア 契約による支出状況 イ 契約以外の支出状況 (4) その他
対象期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日
審議概要	(1) 平成30年度(第3及び第4四半期)の契約状況の点検・見直しについて  資料により担当者から説明があった後、各契約の妥当性や競争性の確保の状況を確認するとともに、一者応札・一者応募の改善方法の適切性に関する審議を行い、内容について承認された。  主な質疑応答は以下のとおり。  ① 資料3の「独立行政法人出張旅費システム更新業務」について、委員から、競争性のない随意契約によらざるを得ない事由として「既存データの同一性が不可欠であるため、当該システムの開発者しか当該業務を行うことができない」としていることに関して、業者の変更及び市販ソフトの導入の可能性について説明を求めた。 担当者から、従来システムと新システムとの互換性及び会計システムとの連動が必要であり、データの同一性は不可欠なため、当該システムの開発者と契約を行った。加えて、市販ソフトでは、当法人の旅費規程に沿った対応が難しいとの説明があった。  重ねて委員から、更新の具体的な内容及び頻度について説明を求めた。 担当者から、更新の内容は、ソフトウェアのバージョンアップ及び本部

に設置しているハードウェアの更新である。また、更新頻度は、ハードウェアについては耐用年数の関係でおおよそ5年毎、ソフトウェアは旅費規程等の改正の都度であるとの説明があった。

これに関して委員から、今後は、出張旅費システム、勤怠管理システム、財務会計システムの統合も視野に入れ、中長期的に見て合理的で効率のよいシステムの導入計画を検討することが望ましいとの発言があった。

- ② 資料4の一者応札・一者応募となった事案について、委員から、応札しなかった業者に対する事後ヒアリングのアンケートで「入札告示の日から必要書類の提出期限までの期間が短かった」との回答があった2件に関して、具体的な内容及び改善策について説明を求めた。

担当者から、「分析機器の修理業務」については公示期間内に部品調達や技術者確保の目処が立たなかったため、「パーソナルコンピュータ等購入契約」については主要部品（CPU）の世界的な品不足により公示期間内に仕様に合う製品を確保する目処が立たなかったため、必要書類を提出できなかったとのことであったが、両事案とも公示期間の更なる延長は難しい。今後も各事案に応じて関係課と公示期間を調整していくとの説明があった。

重ねて委員から、「求められる資格要件が厳しかった」との回答があった「財務会計システム更新業務」に関して、資格要件の詳細について説明を求めた。

担当者から、契約履行の確保のため、過去5年以内に独法への納入や保守に関する契約実績があることを資格要件としたとの説明があった。

これに関して委員から、システムの更新に当たっては、必要最小限の要件は満たすべきであるが、その他の要件を緩和して価格競争だけでなく企画内容を含めて最も優れた者と契約するという方法もある。組織として重視する要件を検討し、入札方法を見直す等、国民の理解を得る努力が必要との発言があった。

- ③ 資料4の「予定価格」と「契約金額」が同額となっている案件について、委員から、その理由について説明を求めた。

担当者から、分析機器の点検業務においては、実質的に業務履行可能な業者が一者に限られているため、事前に参考見積を徴収し、内容の精査を行うとともに、市場価格及び過去の契約実績等を調査した上で「予定価格」を決定している。同様に入札可能な業者も一者となるため、「予定価格」と「契約金額」が同額になる場合があるとの説明があった。

これに関して委員から、一者応札・一者応募となる可能性のある契約の予定価格を定める際には、必要に応じて業者からヒアリングを行い説明を求めることが望ましいとの発言があった。

## (2) 調達等合理化計画について

資料により担当者から説明があった後、平成30年度調達等合理化計画

実施状況・自己評価（案）及び令和元年度調達等合理化計画（案）について承認された。

(3) 平成30年度の公益法人に対する支出に係る点検・見直しについて

資料により担当者から説明があった後、公益法人に対する支出状況について承認された。なお、点検・見直しの対象となる公益法人に対する支出はなかった。

(4) その他

特になし。